

山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会
設置要綱

（目的）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条に基づき、山梨県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画の策定に当たり、支援機関等から意見を聴取し計画に反映するため、山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別添の支援機関等で構成する。

2 検討会は、山梨県子育て支援局子ども福祉課長が招集する。

3 座長は、構成員の互選により選出し、検討会を統括する。座長は座長代理を指名することができる。

4 座長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参加を依頼することができる。

5 検討会の運営事務は、山梨県子育て支援局子ども福祉課が行う。

（所掌事務）

第3条 検討会は次に掲げる事項について、意見聴取を行うものとする。

（1）山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）の策定に関すること。

（2）その他、困難な問題を抱える女性への支援に関し必要なこと。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が山梨県子育て支援局子ども福祉課長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

別添

山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会
構成員

支援機関等
NPO 法人エンパワメントアフロッキー
甲府市人権男女参画課
社会福祉法人子育て・発達の里 社会的養育機関エール（妊娠そうっと SOS 山梨）
女性シェアハウス星の虹
女性の人権サポートくろーばー
女性ヘルスエンパワメントネット（山梨県立大学 伏見 正江 名誉教授）
富士吉田市福祉課
山梨外国人人権ネットワーク・オアシス
山梨県警察本部少年・女性安全対策課
山梨県女性相談所
山梨県精神保健福祉センター（自殺防止センター、ひきこもり地域支援センター）
山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぼももこ）

（五十音順）